

別記第3号様式（第13条関係）

道の職場での職場実習の実施に関する覚書

令和5年度(2023年度)障がい者職場実習推進事業実施要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、道における職場実習（以下「実習」という。）を円滑に実施するため、北海道（以下「甲」という。）と【利用施設の法人名】（以下「乙」という。）とは、次のとおり覚書を交換する。

記

（事業の実施）

第1条 令和5年度(2023年度)障がい者職場実習推進事業（以下「事業」という。）において、乙の推薦する下記の者（以下「実習生」という。）は、甲の機関で実習を実施する。

2 乙は、実習を円滑に実施するため、必要に応じ次の者を支援員として派遣する。

【実習者】

住 所
氏 名
障がい種別
性 別
生 年 月 日

【支援員】

氏 名
性 別

（実習場所）

第2条 実習場所の名称及び住所は、下記のとおりとする。

所 属 名
住 所

（実習内容）

第3条 実習内容は、下記のとおりとする。

【実習内容】

.....

（実習期間等）

第4条 実習期間は、令和 年(20 年) 月 日から令和 年(20 年) 月 日までとする。

2 実習時間は、午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までは休憩時間）の6時間とし、これによりがたい場合は、実習生等と協議の上、決定する。

3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までは実習を行わないものとする。

（賃金等）

第5条 実習生に対しては、賃金及び諸手当等は一切支給しないものとする。

(遵守事項)

第6条 事業の実施については、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 実習生及び支援員は、甲乙及び受入先所属の指示に従い誠実に実習を行うものとする。
- (2) 実習生及び支援員は、実習により知り得た秘密について、実習期間中及び実習終了後も他に漏らしてはならない。
- (3) 実習の期間中において、実習生と道との間には、雇用関係その他の身分関係は一切生じないものとする。
- (4) 実習生は、実習中の事故等に備えて、あらかじめ傷害保険等に参加するものとする。
- (5) 実習中に生じた実習生及び支援員の負傷等ならびに実習生及び支援員が道及び第三者に損害を与えた場合の対応については、甲、乙、受入先所属の間で協議し、決定する。
- (6) 実習生及び支援員の通勤途上の事故等については、道は一切その責を負わないものとする。

(覚書の解除等)

第7条 特別の事情によりこの覚書を変更し、又は解除しようとするときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この覚書の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 事業の内容を履行しないとき、又は履行する見込みがないとき
- (2) 事業を行うに当たって不正行為があったとき
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この覚書の条項に違反したとき

(その他)

第8条 実習に関する事項及びこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書交換の証として、本証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年(20 年) 月 日

甲 北海道
北海道知事 鈴木 直道

住所

乙 氏名